

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要(平成20年度)

基金の名称	農地貸借円滑化事業基金
法人名	社団法人 全国農地保有合理化協会
基金額(国庫補助金等相当額)	0円(0円)(平成20年4月1日現在)
基金事業の概要	○ 農地保有合理化法人が小作料を一括前払いして借り入れた農地を担い手に貸し付ける際に、一括前払いした小作料の額と、担い手から徴収した小作料の額との間に差額が生じた場合、当該差額の一部を助成

2. 見直し結果(平成20年度)

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要 (平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等(※1))	○ 今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施
基金事業を終了する時期	○ 平成20年度をもって基金事業を廃止する。
次回の見直し時期	—
基金事業の目標	—
：目標達成度の評価	—
基金の保有割合	—
：基金の保有割合の算出	—
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果(※2)	使用見込みの低い基金等の該当の有無 無 [有の場合]該当する理由 — (使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果) —
その他	○ 平成20年度に基金廃止済み。

(※1)「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(平成20年12月24日行政改革推進本部決定)

(※2)「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定)」の3(4)エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。